

ブラザー工業株式会社

1. 会社の概要

- (1) 会社名：ブラザー工業株式会社
- (2) 所属部会：関西電気機器部会第2分科会
業種：機械製造
- (3) 資本金：192億円
従業員数：2,855人（単独）
- (4) 営業品目：ファックス・プリンタ・デジタル複合機・通信カラオケ装置・タイプライター・電子文具・家庭用ミシン・工業用ミシン・産業機器
- (5) 経営方針

当社は今、グローバルな組織としてあらゆる場面における全ての行動をお客様第一に考え、世界各国のお客様からブラザーを安心のブランドとして認識していただけるよう、事業活動を行っている。こうした視点から、更なる成長に向けた中期ビジョン「グローバルビジョン21」を推進している。

「グローバルビジョン21」でブラザーが目指すのは、

- ・「グローバルマインドで優れた価値を提供する高収益体質の企業」になる
- ・独自の技術開発力に注力し「傑出した固有技術によってたつモノ創り企業」を実現する
- ・「At your sideな企業文化」を定着させる

当社はこの3つの項目の達成を目指し、お客様にモノ創りを通して優れた価値を創造し、迅速に提供して行く活動を推進している。

- (6) CIマーク



2. 知的財産部門の概要

(1) 4月1日付けで知的財産部と改称、技術系本社部門に位置付けられている。

(2) 構成および人員

知的財産部は第1G・第2G・第3G・管理Gから成る。第1G・第2Gは出願及び調査を担当しており、第1Gはプリンター・アンド・ソリューションズカンパニーを担当、第2Gはパーソナル・アンド・ホームカンパニー、マシナリー・アンド・ソリューションカンパニー、本社研究開発部門・技術部を担当している。第3Gは意匠・商標の出願及び調査、知財関係の契約・係争を担当、管理Gがシステムの運用、特許等の維持管理、報奨、教育を担当しており、総勢93名の体制となっている。

(3) 沿革

当社は明治41年の創業で、昭和9年ブラザー工業の前身「日本ミシン製造株式会社」を設立、当初から知的財産に関する意識は高く、昭和15年に第1号の実用新案の公告がある。昭和26年当時の生産部設計課内に特許係を新設、昭和35年に製造部特許室となり、昭和36年には日本特許協会（現知的財産協会）に入会している。昭和52年に特許部として部門独立し、平成3年に知的財産部に改称、平成11年部員を外向させた、子会社としてブラザーテクノ(株)を設立したが、平成15年に吸収合併、名称を技術企画部とした。

※本文の複製、転載、改変、再配布を禁止します。

3. わが社の知財活動

(1) 基本方針

当社は企画／開発／設計／製造／サービス等全ての事業活動において一貫したお客様第一の経営を実践する為に“ブラザー・バリューチェーン・マネジメント「BVCM」”を構築している。当社の知財戦略は、この「BVCM」を基に策定された事業戦略並びに研究開発戦略と共に三位一体の経営戦略の一つに位置付けられ、活動を行っている。

(2) 特許出願活動

当社は研究開発の成果を積極的に特許出願し、権利化することを基本方針としている。「BVCM」活動におけるデマンドの段階でお客様からの要望を商品企画に展開する過程や、コンカレントの段階で開発に展開する過程において、戦略的な出願を行っている。当社の事業分野は、創業のミシン事業のような業界で1・2位を争っている事業もあるが、現在の中心事業であるプリンティング事業分野においては競争が厳しく、製品によっては開発期間が1年に満たない物も珍しくない。その開発日程のスピードに合わせての出願活動を推進している。その為に社内のカンパニー開発部門の中に、技術の棚毎に分けた“知財リーダー”を配置して、その棚に関するポートフォリオを管理している。この“知財リーダー”と知財部門が一体になり発明抽出から始まる特許活動を推進している。

(3) 権利活用

権利活用に於いては、事業の自由度を確保する事をその基本としており、当社製品の実施技術及び応用技術の権利が、当社の事業領域の保護・確保となる事を、又、他社との技術連携等による事業戦略の遂行に活用される事を目指している。

(4) 報奨制度

昨年度に従業員と協議を行った上で、職務発明報奨規定を改定した。発明報奨については、出願・登録時の報奨と実績報奨がある。当社に於いては、「相当の対価」を含んでいるが、インセンティブとしての面もあると考えている。製品に実施されている権利に対する実施報奨は、カンパニーからの推薦を基本とし、本人からの自己申告も併用している。又、実施報奨及びライセンス報奨は上限を決めていない。それに加え、表彰制度の見直しを行い、優秀発明表彰・カンパニー表彰を設けている。改定の趣旨は、従業員が積極的に発明等を創出したくなるようなインセンティブを付加することである。

(5) 管理業務

出願件数の増加に伴いシステムの導入にも積極的に取り組んできた。昭和47年特許管理に大型電算機を導入して以来、昭和60年には専用端末として自社特許出願情報管理システムを稼働させた。昨年からは、WEB対応の新しい知財管理統合システムの開発を進めている。

4. 今後の課題

当社の事業の主力は、プリンティング事業領域であるが、この領域における事業の成長を視野に入れた知財網を構築するために、内外を含めた出願件数の増加を図っている段階である。その上で当社の事業戦略と一貫性を持った権利数・質の確保が課題となっている。

権利数と質の確保とが両立する仕組みを構築すると共に、知財部門として事業の成長及びグローバル化を支えることができる知財人員の確保とプロフェッショナルな人材の育成も早急に達成しなくてはならないミッションである。

(原稿受領日 2006年3月20日)